

令和 8 年度江東きっずクラブ児童指導補助員（会計年度任用職員）募集要項

令和 8 年 8 月 4 日

江東区教育委員会

江東区では、保護者が就労している世帯等の小学校 1 年生～3 年生を対象とした学童クラブ機能をもつ江東きっずクラブ B 登録と、児童の放課後等の自主的な遊びの場・学びの場を提供する小学校 1 年生～6 年生を対象とした江東きっずクラブ A 登録を実施しております。

今回、江東きっずクラブ B 登録で勤務をする児童指導補助員（会計年度任用職員）を次のとおり募集いたします。

1 募集人数	各施設 1 名
2 勤務場所	きっずクラブ元加賀（白河 4-3-19 元加賀小学校内） きっずクラブ北砂（北砂 1-3-33 北砂小学校隣） ※再度任用の時などに勤務場所が変更になる可能性があります。
3 求められる能力	(1) 児童の考えや行動の理解に努め、その健全な育成のための遊びの援助、安全管理に留意することがでる。 (2) 体力に自信があり、意欲をもって児童と接することができる。 (3) 正しい援助をするために、上司や同僚に適切に報告・連絡・相談を行うことができる。 (4) 組織の一員として、職務が円滑に遂行できるよう協力することができる。 ※資格、年齢は不問です。
4 職務内容	(1) 江東きっずクラブの運営スタッフの一員として、各きっずクラブの主任指導員の指揮のもと指導員を補助し、日常業務に従事する。 (2) きっずクラブ在籍児童への対応のほか、おやつ準備・片付け、掃除等。 (3) きっずクラブに在籍する特別支援児童の個々の状況に応じた安全への配慮や遊びの支援、日常生活の介助。 <業務内容の例> ・活動中の児童の安全管理 ・おやつ買い出し・準備・片付け

	・ 日常清掃 ・ 電話、インターフォン対応 ・ 行事の準備、補助 ・ 児童の送り出しの補助 ・ 体調不調の児童の付き添い ・ 要配慮児童の介助
5 任期	<u>採用日から令和9年3月31日まで</u> ※原則として、採用後1か月間は、条件付採用期間となります。 再度任用は、任用期間内の勤務実績等により選考のうえ、決定いたします。
6 勤務形態	●勤務日 ：平日（月曜日～金曜日）5日間 ●勤務時間：13時00分～19時00分の間の4時間 ※ただし、学校休業日（春・夏・秋・冬季休業日及び都民の日・開校記念日等）は8時00分～19時00分の間の7時間 ※所定勤務時間を超える勤務：無し
7 休暇	●年次有給休暇 ※一会計年度内において、任用期間が6か月以上ある場合のみ。 ●その他、夏季休暇（有給）・産前産後休暇（有給）・慶弔休暇（有給）等。※任用期間に応じて取得出来る休暇が異なります。

8 報酬	●報酬：時給 1,476 円（令和 8 年 8 月現在） ※特別区人事委員会勧告等の状況により変更が生じる場合有。 ●通勤手当：上限 55,000 円／月 ※ただし月途中の任用の場合は、任用開始月の通勤費は支給されません。また、距離や経路によっては支給要件があります。 ●期末勤勉手当 ※基準日（6 月 1 日、12 月 1 日）前 1 か月以内に在籍し、かつ、一会計年度内において基準日までに発令されている任用期間が 6 か月以上あり、週当たりの勤務時間が 15 時間 30 分未満、かつ週当たりの勤務日数が 2 日以下でない者を対象に支給します。
9 加入保険	健康保険（東京都職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険 ※加入要件（勤務日数等）に該当する場合のみ
10 応募方法	●提出書類：会計年度任用職員申込書（カラー写真貼付） 児童指導補助員確認シート ●応募方法：上記申込書を郵送または持参 ●申込期限：募集人数に達するまで ●郵送で申し込む場合：封筒の表に「江東きっずクラブ採用選考申込書在中」とご記入ください。 ●持参の場合：月曜日～金曜日の 8 時 30 分から 17 時まで受け付けいたします。
11 選考方法	●<u>一次選考</u> 選考方法：書面審査（会計年度任用職員申込書にて実施） 結果発表：可否に関わらず、書面審査から 1～2 週間後に電話もしくは文書にて通知 ●<u>二次選考</u> ※一次選考の合格者を対象として実施。 選考方法：面接審査 ※第一次選考の結果からおおよそ 1～2 週間以内、江東区役所庁舎の会議室を予定（詳細は第一次選考終了後通知） 結果発表：可否に関わらず、書面審査から 1～2 週間後に電話もしくは文書にて通知

12 注意事項	以下に該当する場合は応募できません。 ○地方公務員法第 16 条 (1) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。 (2) 江東区職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者 (3) 人事委員会又は公平委員会の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者 (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 (5) こども性暴力防止法（令和 8 年 12 月施行予定）に定めのある児童対象性暴力等の性犯罪履歴がない者 ※応募の際に性犯罪歴がない旨の申告があつたが、実際には性犯罪歴があつた場合は、内定取消事由として重要な経歴詐称に該当するものとみなします。
13 申込場所・ 問い合わせ先	〒135-8383 江東区東陽 4-11-28 江東区教育委員会事務局 地域教育課放課後支援係（本庁舎 6 階 10 番窓口） TEL 03（3647）9308（直通）